

木曽川景観基本計画

—「雄大な自然」「歴史」「文化」「にぎわい」が融合する木曽川を守り育むために—

“木曽川景観基本計画”は県域、市域を超えて木曽川ならびにそれに面した地域における景観の保全、創造を目指す取り組みの基本方針として、各務原市と犬山市が設置した“木曽川景観協議会”が策定する計画です。両市がそれぞれ取り組んできた景観条例や景観計画と整合を図るとともに、木曽川景観形成の基本的考え方として、長期的な視野で実現を目指すものです。

木曽川景観協議会とは

「日本ライン」と称される美しい木曽川景観を保全・創造し未来へ継承していくため、岐阜県各務原市と愛知県犬山市が中心となって平成17年8月に“木曽川景観協議会”を設立しました。

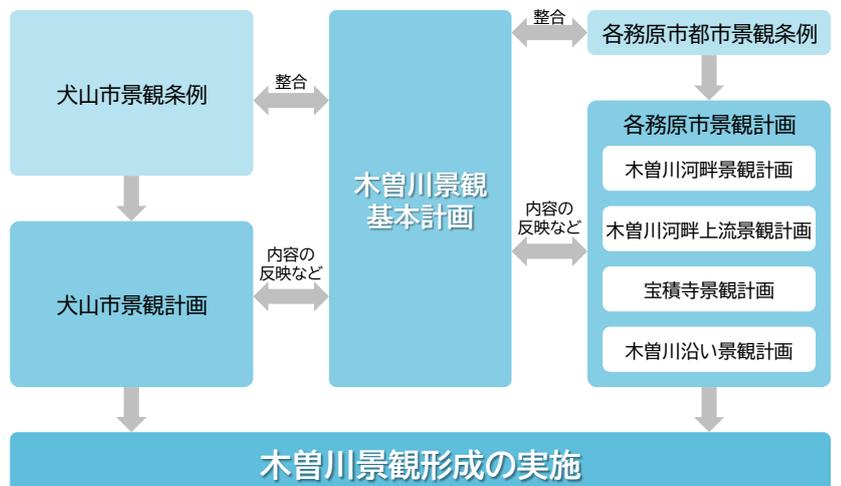
“木曽川景観協議会”は、各務原市及び犬山市、公共施設管理者等の公共サイドのみでなく、観光・商工・漁業事業者などで組織され、木曽川景観に関わる情報共有、木曽川景観を保全・創造していく協議や連携する場として大きな意味を持っています。また、木曽川景観の形成に係る意見の表明及び関係機関への要望を発信していく役割を担っています。



木曽川景観基本計画の位置づけ

各務原市域においては、平成18年施行の「各務原市都市景観条例」との整合を図るとともに、「各務原市景観計画」をはじめ「木曽川河畔景観計画」等の地区別景観計画の策定においても、その内容を反映しています。

犬山市域においては、平成19年施行の「犬山市景観条例」との整合を図るとともに、平成20年度策定の「犬山市景観計画」にその内容を反映しています。

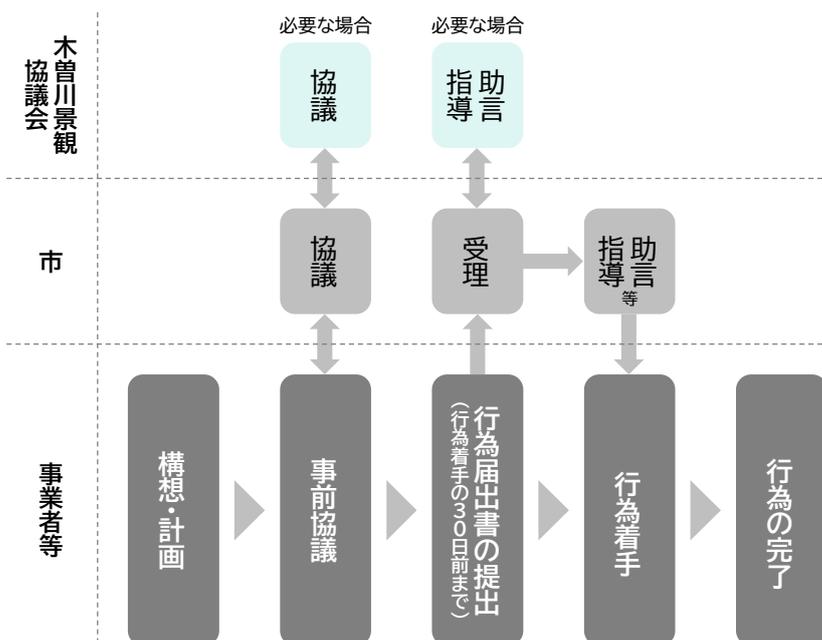


必要な届出および具体的な行為の制限の対象と内容、適用除外の対象については、各務原・犬山両市の景観計画及び景観条例に従ってください。

両市による木曽川景観基本計画区域の建設行為などの確認の実施など

届出の基本的な流れ

各務原・犬山両市の景観計画及び景観条例に従いますが、行為の内容により木曽川景観協議会への協議が必要な場合があります。



- 手続き・書類等の詳細につきましては、犬山市、各務原市で異なりますので、それぞれの市へご確認ください。
- 場合により、景観アドバイザーへの相談、パブリックコメント、景観協議会での審議等を行うことがあります。
- 木曽川景観協議会への届出は不要です。

木曽川景観協議会事務局

各務原市都市計画課 TEL : 058-383-1983 FAX : 058-383-6365
 犬山市都市計画課 TEL : 0568-44-0331 FAX : 0568-44-0366